

第1章 第二次すみだ環境の共創プランの中間改定に当たって

第1章 第二次すみだ環境の共創プランの中間改定に当たって

1-1 プラン中間改定の背景

1 環境に関連した社会情勢

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の浸透

「第二次すみだ環境の共創プラン」の中間改定（以下「本プラン」という。）を行った 2021（令和3）年は、5月に内閣府の「SDGs 未来都市」に選定され、10月に「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を区長と区議会議長の連名で表明するという、本区における環境行政の面から画期的な年となりました。

以下本章では、これら環境に関連した区を巡る状況について詳説します。

本プランを当初策定した 2016（平成 28）年 3 月とほぼ同じ時期に、世界では、2030 年までの国際的な目標となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」がスタート（2016（平成 28）年 1 月）しました。

SDGs は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げ、世界が直面する「社会面・経済面・環境面」の課題に対して統合された形での解決を目指し、より良い未来を築くことを目的としています。

世界が直面する
課題の 3 側面

社会面：貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない課題

経済面：エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指すための課題

環境面：地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき課題

資料：パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」(外務省) をもとに整理

また、SDGs は 17 の目標から構成されており、内容が多岐にわたります。そのため、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組を推進することが望めます。

【「持続可能な開発目標 (SDGs)」における 17 の目標】



出典：国際連合広報センターHP

こうした動きを踏まえ、本プランとほぼ同時期に策定される「墨田区基本計画」には、SDGs の考え方についても取り入れられる予定です。また、「『働きがい』を『生きがい』と『暮らし』につなげるデザイン～プロトタイプが実装できるまち～」という考え方は、内閣府より評価され、本区は「SDGs 未来都市」に選定されました。

このような施策を推進するなかで、本プランにおいても、環境を中心とした様々な課題の解決を通じ、より良いまちづくりと世界規模での持続可能な社会の構築に貢献することが求められます。

SDGs 未来都市

「SDGs 未来都市」とは、SDGs の達成に向け、先進的な取組を行う自治体を内閣府が公募・選定するものです。

2018（平成 30）年度から 2020（令和 2）年度までに全国 93 都市が選定され、2021（令和 3）年度は墨田区を含む 31 都市が選定されました。



【「SDGs 未来都市」墨田区が掲げる 2030 年のあるべき姿】

「働きがい」を「生きがい」と「暮らし」につなげるデザイン ～プロトタイプが実装できるまち～

ものづくりを起源とする本区の産業集積は、持続可能な社会の実現が必要となった時代に適応し、社会課題の解決に取り組む、多様な業種の企業集積へと変容している。

この集積を基盤として、持続可能な社会を構築するための新しい技術やノウハウの“プロトタイプ”が生み出され、それに携わる人たちが大きな働きがいを感じている。

生み出された“プロトタイプ”は、区民・事業者・団体・家庭・大学等はもちろん、関係人口までも含めた、行政区域を超えて広がる幅広いステークホルダーとの連携を通して、社会課題解決のため地域に実装されている。

働きがいを感じて生き生きと暮らす人たちは、QOL（生活の質）の向上を目指して自らの健康や地域環境の改善に対する意識を高め、社会での活動も活発になる。

こうした人たちの暮らしや活動が広がることで、リスクを恐れず新たに挑戦しようとする人を後押しする環境が整い、経済活動を端緒として地域課題の解決を志向する取組が連鎖的に発生し、地域全体に波紋のように広がっていく。

自律的な経済活動によって生み出された“プロトタイプ”が実装されることにより、誰もが健やかに自分らしく暮らし、環境負荷の低減が意識された生活が実現する。そして、活動に関わる多くの人々が、自らの生きがいを追求する中で、幸せな社会、持続可能な社会の実現に役立っているということを実感している。

【「SDGs 未来都市」墨田区の取組内容の概要】

医療、防災、高齢化など地域課題に応じ、スタートアップ企業と区内企業との連携によりハードウェアを開発し、社会実験として地域に実装していく。そのプロセスにおける地域と企業とのコミュニケーションを通じ、暮らしやしくみの中に「モノ」を埋め込み、社会課題解決と地域内経済循環を促し、持続可能なまちを実現していく。

(2) 脱炭素社会への転換

地球温暖化により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。墨田区は、この「気候危機」への対策を緊急の課題として、また、地域ごとの対策の積み重ねが重要であるという認識のもと、2021（令和3）年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しました。

国内外の動向をみると、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2018（平成30）年に公表した「1.5℃特別報告書」により、2050年前後には世界の二酸化炭素（CO₂）排出量を正味ゼロにする必要があることが示されました。これにより、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が活発化しています。我が国でも2020（令和2）年、東京都では2019（令和元）年に、『2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）』が宣言され、様々な取組が始まっています。

【すみだゼロカーボンシティ2050宣言】



【2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）を表明した国】
（125か国・1地域 2021（令和3）年4月末時点）



出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP

さらに、IPCCが2021（令和3）年8月に公表した「第6次評価報告書『自然科学的根拠』」では、世界の平均気温は、2021～40年に産業革命前より1.5℃高くなることが示されました。これは、2018（平成30）年に公表した予測より10年ほど早い結果となっています。

これらのことから、本プランにおいては、将来のあるべき姿を見据えたバックキャストिंगの手法を取り入れながら、家庭、事業所、まちづくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型へと移行するための再構築・再設計が求められます。

(3) 気候変動対策における「緩和」と「適応」

前述のとおり、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」に取り組む必要がありますが、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

こうした動きを踏まえ、我が国では2018（平成30）年に「気候変動適応法」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割が明確化されました。また、東京都では2021（令和3）年に「東京都気候変動適応計画」が策定されました。

このように、本プランにおいても、区の立地や特性に応じた気候変動リスクを適切に把握し、社会インフラ整備などのハード面、区民への情報提供や意識啓発などのソフト面の両面で「適応」に取り組むことが求められます。

【気候変動対策における「緩和」と「適応」】



出典：気候変動適応情報プラットフォームHP

気候変動適応の分野

東京都は、2021（令和3）年3月に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。この計画では、幅広い分野で都民生活や自然環境への影響被害を可能な限り回避、軽減するため、下記の5分野について「適応策」を推進することとしています。



自然災害

- ・激甚化する豪雨や台風に伴う洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害等の自然の脅威に対して、ハード・ソフト両面から、最先端技術の活用、都市施設の整備を推進



水資源
水環境

- ・厳しい渇水や原水水質の悪化に対し、リスクを可能な限り低減
- ・合流式下水道の改善等を通じて快適な水環境を創出



健康

- ・熱中症や感染症の患者発生、大気汚染による健康被害の発生など、気温上昇による健康への影響を最小限に抑制するための予防策や対処策の実施



自然環境

- ・生物分布の変化など、生物多様性への影響を最小化
- ・自然環境が持つ機能の活用や回復に関する取組を強化



農林水産業

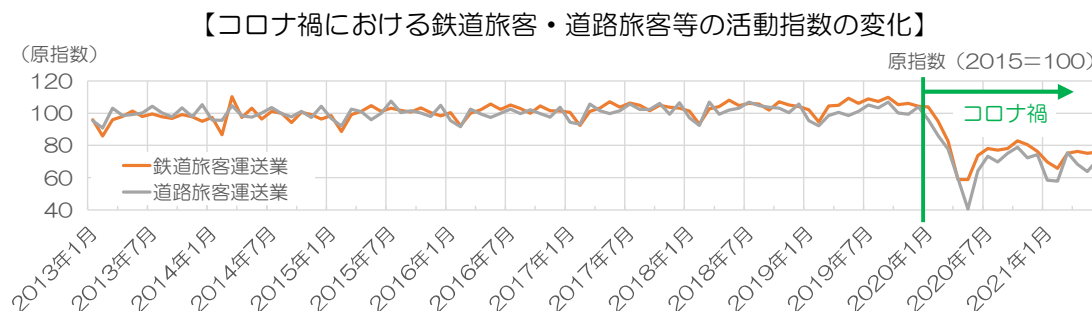
- ・気温上昇などに適合する品目・品種への転換に対する技術支援・普及対策等により強い農林水産業を実現

イラスト出典：
気候変動適応情報プラットフォームHP

(4) コロナ禍からのグリーンリカバリー

2019（令和元）年12月以降、世界中で拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の行動や区が行う一般廃棄物処理などの事業にも大きな影響を与えています。

我が国では、感染拡大を防ぎながら生活していくための「新しい生活様式」が取り入れられました。こうした中で、人々の暮らしや価値観も大きく変わることが予想され、交通や、廃棄物処理、資源循環のあり方にも様々な影響を与えることが考えられます。また、環境啓発イベントなど、多数の人が集まる事業をオンラインでの開催に切り替えるなど、様々な環境施策において柔軟な対応が求められています。



資料：「第3次産業（サービス産業）活動指数」（経済産業省）をもとに作成

さらに、世界中でコロナ禍からの復興を環境対策（特に温暖化対策）に繋げていく「グリーンリカバリー」という考え方が注目されています。2020（令和2）年6月には、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）による意見交換会が行われ、経済社会活動の再開を脱炭素社会への移行、循環経済への移行、自立分散型社会への移行に繋げる方向性などについて話し合われました。

このように、本プランにおいても、コロナ禍を踏まえた環境施策を通じ、「働き方改革」を促進するなど様々な社会変革に繋げていくことが求められます。

(5) 様々な分野における環境施策

環境に関連した社会情勢として、2020（令和2）年以降の生物多様性の世界目標となる「ポスト愛知目標」、食品ロスや海洋プラスチックごみへの対応など、様々な動きが活発化しています。

このように、環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。

たとえば、自然環境が持っている多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」という考え方があります。この考えに基づけば、緑地の整備により、生物の生息・生育場所の創出、雨水の貯留・浸透対策、ヒートアイランド対策など複数の環境分野での施策を進めながら、同時に健康・レクリエーション機能の向上など、その他の分野も含めたマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）に繋げることができます。

一方で、温室効果ガスの排出量を削減するためにエアコンの使用を控えることが、熱中症のリスクを上昇させるなど、トレードオフ（一方を追求するともう一方を犠牲にしなければならないという、二律背反の状態）の関係にある環境施策もあります。

本プランにおいても、マルチベネフィットやトレードオフを考慮してあらゆる環境施策の全体最適化を行うことが求められます。

【近年の環境関連年表】

年	世界・国内の動き	東京都の動き	墨田区の動き
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都電力対策緊急プログラム」策定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「墨田区緑の基本計画」改定(2月) (計画期間：平成7年度～平成32年度) 「墨田区一般廃棄物処理基本計画」(第3次計画)策定(4月) (計画期間：平成23年度～平成32年度) 「墨田区基本計画」改定(12月) (計画期間：平成23年度～平成27年度)
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> 「第四次環境基本計画」策定(4月) (「2050年までに温室効果ガス排出量を現状から80%削減」する目標を設定) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始(7月) 「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」策定(5月) 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」策定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「すみだ環境の共創プラン(改定版)」(すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画)策定(3月) (計画期間：平成18年度～平成27年度) 東京スカイツリー開業(5月)
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次循環型社会形成推進基本計画」策定(5月) 		
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」(第4次計画)策定(4月) 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書統合報告書」公表・採択(10月) 燃料電池自動車(FCV)発売開始(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「2020年までにエネルギー消費量を2000年比で20%削減する」目標を設定 「東京都長期ビジョン」策定(12月) 「2030年までにエネルギー消費量を2000年比で30%削減する」目標を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 「省エネルギー・再生可能エネルギーに関する区民及び事業者意識調査」8月～9月実施(11月報告)
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布(7月) 「長期エネルギー需給見通し」決定(7月) 「2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」とする「約束草案」の決定及び国連への提出(7月) 電力小売全面自由化に向けた小売電気事業者登録手続開始(8月) 「持続可能な開発目標(SDGs)」採択(9月) 「パリ協定」採択(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」のとりまとめ(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「墨田区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(第4次計画)策定(3月) (計画期間：平成27年度～平成31年度)
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> 電力小売の全面自由化(4月) 主要国首脳会議・伊勢志摩サミット(三重県)及び同環境大臣会合(富山市)開催(5月) 「地球温暖化対策計画」策定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都環境基本計画」改定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次すみだ環境の共創プラン」策定(3月) (計画期間：平成28年度～平成37年度) 「すみだ環境ふれあい館」閉館(2月) 「墨田区基本計画」策定(6月) (計画期間：平成28年度～平成37年度)
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> ガス小売の自由化(4月) 「名古屋議定書」批准(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 都営バスへの燃料電池バスの導入(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「墨田区一般廃棄物処理基本計画」中間改定(6月) (計画期間：平成23年度～平成32年度)
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本計画」策定(4月) 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定(6月) 「気候変動適応法」公布(6月) 「エネルギー基本計画」(第5次計画)策定(7月) 「気候変動適応計画」策定(11月) 		
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> 「プラスチック資源循環戦略」策定(5月) 「食品ロス削減推進法」公布(5月) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正(5月) 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(6月) 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」G20首脳が共有(6月) 「グリーンインフラ推進戦略」公表(7月) 新型コロナウイルス感染症の流行(12月以降) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロエミッション東京戦略」策定(12月) 「ZEV普及プログラム」策定(12月) 「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン開始(12月) 	
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> 発送電分離(大手電力会社から送配電部門の分離)(4月) プラスチック製レジ袋の有料化開始(7月) 国が『2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ』を目指すことを宣言(10月) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「墨田区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(第5次計画)策定(3月) (計画期間：令和2年度～令和6年度)
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催(7月～8月) 「気候変動適応計画」(改定骨子案)公表(8月) 「エネルギー基本計画」(第6次計画案)公表(9月) 「地球温暖化対策計画」(改定案)公表(9月) 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(改定案)公表(9月) 「ポスト愛知目標」採択(10月予定) 真鍋淑郎氏がノーベル物理学賞受賞(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」策定(3月) 「ゼロエミッション都庁行動計画」策定(3月) 「東京都気候変動適応計画」策定(3月) 「東京都食品ロス削減推進計画」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「墨田区一般廃棄物処理基本計画」(第4次)策定(2月) (計画期間：令和3年度～令和12年度) 「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定(5月) 「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」(10月)

2 区的环境施策の展開

墨田区では、2006（平成 18）年4月に環境に関わる諸施策を総合的・計画的に推進するため、区民・事業者・区の責務と施策の方向性を明らかにした「すみだ環境基本条例（平成 17 年墨田区条例第 57 号）」を施行しました。

この条例に基づき、2007（平成 19）年3月に環境の共創¹に関する目標及び施策を定めた墨田区的环境行政の最上位計画である「すみだ環境の共創プラン（2006（平成 18）年度～2015（平成 27）年度）」を策定し、省エネルギー・省資源や緑化推進、雨水利用²、リサイクルなどの施策とともに意識啓発のための事業を積極的に推進してきました。

2009（平成 21）年 10 月には、地球温暖化問題をはじめとした、深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行いました。2016（平成 28）年3月には、「第二次すみだ環境の共創プラン（2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度）」を策定し、それまでの取組を強化するとともに、地球規模の環境問題への対応などを図ってきました。

2021（令和 3）年 10 月には、「気候危機」への対応として区民・事業者・区の協働により「脱炭素社会」を実現するため、「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を行いました。

今回、「第二次すみだ環境の共創プラン」の策定後 6 年が経過し、SDGs の浸透、「気候危機」への対応など様々な社会情勢が変化したことを踏まえ、全体を見直し、「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けて、さらなる取組を推進していくものとします。

1-2 プランの目的

本プランは、すみだ環境基本条例に基づき、中長期的な視点から環境の共創に関する目標及び施策を定め、施策の総合的・計画的推進を目的とし、「第二次すみだ環境の共創プラン」の中間改定として策定するものです。

本プランでは「墨田区基本構想（2005（平成 17）年 11 月策定）」と、「墨田区基本計画（2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度）」のもとに、条例の基本理念である「環境の共創」及び持続可能な“すみだ”の実現に向けて、環境施策の基本的方向を定めています。

また、SDGs の取組や脱炭素の世界的潮流、コロナ禍に伴う新たな日常を踏まえ、未来に引き継ぐ環境にやさしいまちをつくる必要があります。区は、区民に身近な自治体として、暮らしの中で果たす役割等を踏まえ、基本目標の設定や施策の方向を定めています。

1-3 プラン中間改定のプロセス

2021（令和 3）年 6 月、区長は墨田区環境審議会に対し、本プランの策定について諮問しました。その後、すみだ環境共創区民会議の意見を聴き、墨田区環境審議会及び墨田区環境基本条例推進本部等において検討を重ね、素案をまとめました。2021（令和 3）年 12 月、素案に対するパブリックコメントを実施し、意見を踏まえたプラン案をまとめました。2022（令和 4）年 3 月、墨田区環境審議会からの答申を受けて、本プランを策定しました。

1：すみだ環境基本条例で定義され、良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう

2：雨水を貯め散水や防火用水等を目的として利用すること。

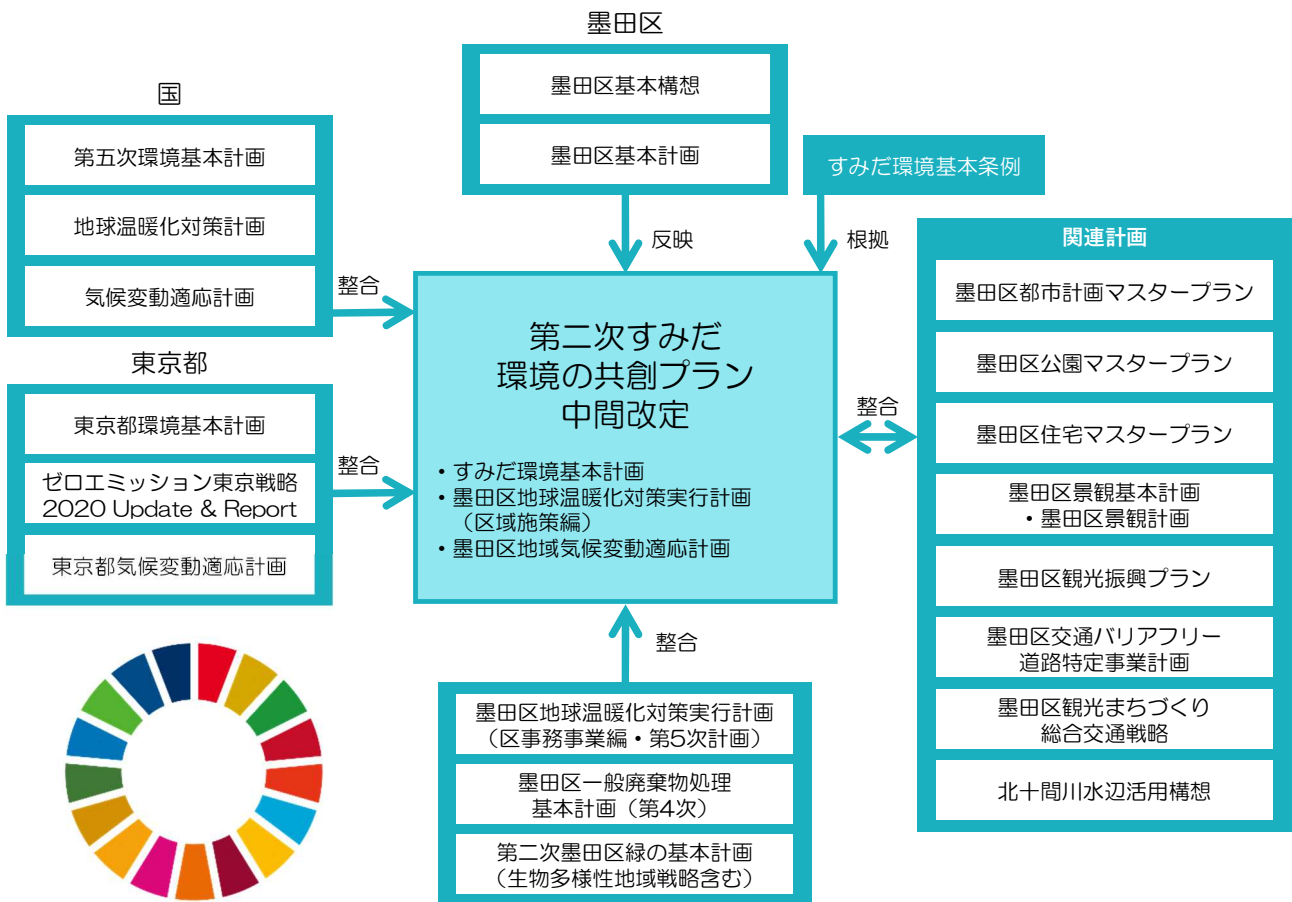
1-4 プランの位置付け

本プランは、墨田区の環境基本計画であり、区の環境行政の最上位となる計画です。

「墨田区基本構想」及び「墨田区基本計画」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。

なお、地球温暖化への対応が国内外において緊急の課題であることから、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「墨田区地域気候変動適応計画」を包含し、地球温暖化対策に向けた一体的な取組を推進していきます。

【第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）の位置付け】



1-5 プランの期間

「第二次すみだ環境の共創プラン」は、計画期間を 2016（平成 28）年度から 2025（令和 7）年度までの 10 年間としています。本プランは、「第二次すみだ環境の共創プラン」の中間改定として、計画期間を 2022（令和 4）年度から 2025（令和 7）年度までの 4 年間とします。

なお、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、国や東京都の目標と整合を図るため、目標年次を 2030（令和 12）年度とします。

【すみだ環境の共創プラン（中間改定）と関連する計画の期間】

